

2007年11月15日

山梨県後期高齢者医療広域連合議会
議長 斉藤 憲二殿

請願人 山梨県社会保障推進協議会
会長 上所 洋
住 所 甲府市丸の内 2-9-28 6F
TEL/FAX 055(222)5882
紹介議員

後期高齢者医療制度に関する請願書

【請願主旨】

75歳以上の高齢者を対象とした「後期高齢者医療制度」が2008年4月に実施されます。しかし次第に「別建ての診療報酬で医療内容が差別される」「すべての後期高齢者から保険料が徴収される」「保険料滞納者からは保険証が取り上げられる」「高齢者が増えるに従い保険料が上がっていく」などの問題が明らかになり、不安が広がっています。

こうした声を受け、健保の扶養家族の人からの保険料徴収を半年延期することなどで与党が合意しました。しかしそれは、対象となっている高齢者のうちの一部の人の負担増を、少し延期するだけに過ぎません。

いま、全国の295の地方議会、山梨県内でも4町村議会で意見書が採択されるなど、制度の見直しなどを求める声が急速に広がっています。山梨県後期高齢者医療広域連合議会におかれましても、県民の声に十分に耳を傾け、現在の制度から後退することのないよう、国や県、市町村へ意見をあげてくださいますよう、要請いたします。

【請願項目】

1. 国に対して、後期高齢者医療制度を中止・撤回するよう求めてください。
2. 広域連合として、以下の内容を実施してください。
 - 1) お金がなくて医療を受けられないという事態が生じないよう、低所得者を対象とした保険料および窓口一部負担の減額、免除、猶予等の措置を独自に行うこと。
 - 2) 収入が少なくて保険料が払えない人が保険料を滞納した場合には正規の保険証を交付し、資格証明書の発行や財産差し押さえなどの制裁措置は行わないこと。
 - 3) 保険料は所得割を中心とし、負担能力に見合った額にすること。
 - 4) 後期高齢者の健康診断を実施すること。その自己負担は無料とすること。
 - 5) 65歳以上の障がい者が後期高齢者医療制度に加入する場合、新たな保険料負担が現在の負担を上回る場合や、診療報酬の内容などで、本人が不利益を受けないように配慮し、援助すること。
 - 6) 議会での協議が深まるよう、議員の発言回数や時間を十分に保証すること。
 - 7) 広域連合の運営に県民の意見を反映させるため、運営協議会を設置すること。

以上